鹿児島県曽於市財部町北俣
字粟谷　六二五九番二　一号
六二四二番二　二号及び八号
六二四七番一　三号
六二四九番　四号及び五号
六二四八番一　六号
六二四七番二　七号
六二五九番二地先道路敷　九号
二(一)　砂防法第二条の土地の表示
上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝能
字上川原　九一三番から九一七番まで
九二一番及び九二二番
九三五番
九四〇番から九四二番まで
九四三番一から九四三番三まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堀切谷川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
鹿児島県南さつま市金峰町大坂
字竹瀬戸　七五九番一
七六〇番から七六三番まで
七六四番一
七六五番
七六六番一及び七六六番二
七六八番一及び七六八番二
七七〇番から七八二番まで
七八五番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県南さつま市金峰町大坂
字後藤下　五四四番　一号、六号から八号まで
五四五番　二号
字竹瀬戸　七五三番一　三号
七五九番一　四号
七七一番　五号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
栗山追川1
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
鹿児島県いちき串木野市下名
字建帳　一四七九三番一
一四七九四番二及び一四七九四番三
一四七九五番一及び一四七九五番二
一四七九六番二から一四七九六番四まで
一四七九七番三から一四七九七番九まで
一四八〇番
一四八〇六番一
一四七七五番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県いちき串木野市下名
字建帳　一四七九七番五　一号
一四七九五番一　二号
一四七九三番　五号から七号まで
一四七九一番　八号
一四七九四番一　九号
一四七九九番　十号
一四七九七番一　十一号から十三号まで
字**與六**　一四七七五番一　三号
一四七九〇番　四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中川原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県阿久根市脇本
字廣川内　一二六三八番から一二六四〇番まで
一二六四二番八から一二六四二番一〇まで
一二六四三番一から一二六四三番七まで
一二六四四番一
一二六四四番三
一二六四五番三及び一二六四五番四
一二六四五番六
一二六四七番
一二六四七番一
一二六八番一
一二六九番一
一二七〇番一
一二七一番
一二七四番
一二七五番
一二七六番一
一二七七番
一二七八番一
一二七九番
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
勝能川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝能
字皆久田原　六九三番
六九六番乙
字仲勝原　七一四番から七二四番まで
七二八番及び七二九番
七三六番及び七三七番
七五三番から七五五番まで
七七二番
七七六番及び七七七番
○国土交通省告示第千二百八十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十二月十四日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地の表示
菅川2
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県上益城郡山都町菅
字鳥越　一七四一番　一号
字原ノ園　二〇五五番三地先水路敷　二号
二〇五五番四　三号
二〇五四番一地先道路敷　四号
二〇二九番二　五号
二〇三〇番三　六号
二〇五二番五　七号
二〇三四番　八号
二〇二〇番　九号
二〇一三番　十号
一九九五番一　十一号から十三号まで
二〇二五番一　十四号
二〇二五番三　十五号
一九八八番　十六号
一九八六番　十七号及び十八号
二〇二九番一　十九号
二〇二九番一地先水路敷　二十号
一九八五番四　二十一号
一九七六番四　二十二号及び二十三号
二十四号
字松出　一七四四番
○国土交通省告示第千二百八十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年十二月十四日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小野窪沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県藤岡市三波川字下三波川
二七一番一　一号
二六九番　二号から四号まで
二五五番一　五号から七号まで
二九二番二　八号
二九二番一　九号及び十号
三一八番　十一号及び十二号
二八七番一　十三号
甲二八六番一　十四号
二八二番一　十五号
二八一番二　十六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
入ノ久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県甘楽郡下仁田町大字西野牧字入ノ久保
四八九六番　一号
乙四八九七番一　二号
甲四八九七番　三号及び四号
四八九〇番　五号
四八九四番　六号
甲四八七一番　七号から十号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沼沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域